

軽度者に対する福祉用具貸与の 例外給付の取扱いについて

軽度者（要支援1・2、要介護1）の方については、その状態像からみて使用が想定しにくい下記の福祉用具は原則として貸与できません。

- ア) 車いす及び付属品
- イ) 特殊寝台及び付属品
- ウ) 床ずれ防止用具及び体位変換器
- エ) 認知症老人徘徊感知機器
- オ) 移動用リフト（つり具の部分を除く）

また、要介護状態区分が要支援1・2及び要介護1・2・3の方は下記の福祉用具は原則として貸与できません。

- カ) 自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）

ただし、次の**1**または**2**に該当する場合は、例外的に貸与できます。

- 1 厚生労働大臣が定める状態像に該当する場合 ⇒ 適切なケアマネジメントによりケアプランに位置付けることで給付可能。（市への書類提出は不要です。）
- (1) 下表の定めるところにより、要介護認定の認定調査票（要介護認定が却下になった場合の調査票を除く）の直近の結果を用いて要否を判断する。
- (2) ただし、下表のア(二)とオ(三)については、該当する基本調査結果がないため、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントによりケアマネジャー等が判断する。この判断の見直しについては、居宅介護（予防）サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行うこととする。

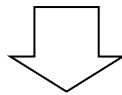
福祉用具の種目	厚生労働大臣が定める者のイ		厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び車いす付属品	該当する者	いずれかに （一） 日常的に歩行が困難な者	基本調査 1-7 「3できない」
		（二） 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	—
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	該当する者	いずれかに （一） 日常的に起きあがり困難な者	基本調査 1-4 「3できない」
		（二） 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 「3できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器		日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 「3できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	いずれにも該当する者	（一） 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査 3-1 「1 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外又は、基本調査 3-2～3-7 のいずれか「2できない」又は、基本調査 3-8～4-15 のいずれか「1ない」以外その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
		（二） 移動において全介助を必要としない者	基本調査 2-2 「4全介助」以外
オ 移動用リフト（つり具の部分を除く）	該当する者	いずれかに （一） 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査 1-8 「3できない」
		（二） 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査 2-1 「3 一部介助」又は「4全介助」
		（三） 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	—
カ 自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）	該当する者	いずれにも （一） 排便が全介助を必要とする者	基本調査 2-6 「4 全介助」
		（二） 移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2-1 「4 全介助」

2 基本調査の結果では例外給付の対象とならない場合でも、(1)と(2)の要件を満たし、武蔵村山市に確認を受けた場合は例外給付の対象となります。

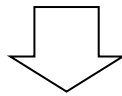
(1) 下記の (I) ~ (III) までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断されている。 医学的所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当のケアマネジャー等が聴取した介護（予防）サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。

- (I) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第95号告示第25号のイに該当する者
(例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)
- (II) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第95号告示第25号のイに該当するに至ることが確実に見込まれる者
(例 がん末期の急速な状態悪化)
- (III) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第95号告示第25号のイに該当すると判断できる者
(例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

※ (例) の状態以外であっても (I) ~ (III) の状態と判断される場合もありうる。



(2) (1)に該当し、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている。



(3) 武蔵村山市に必要書類を提出する。

市は書面等確実な方法で確認することにより要否を判断します。

福祉用具が必要となる主な事例内容（概略）

事例類型	必要となる福祉用具	事例内容（概要）
I 状態の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊寝台 ・床ずれ防止用具・体位変換器 ・移動用リフト 	パーキンソン病で、内服加療中に急激な症状・症候の軽快・増悪を起こす現象（ON・OFF現象）が頻繁に起き、日によって、告示で定める福祉用具が必要な状態となる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊寝台 ・床ずれ防止用具・体位変換器 ・移動用リフト 	重度の関節リウマチで、関節のこわばりが朝方に強くなり、時間帯によって、告示で定める福祉用具が必要な状態となる。
II 急性増悪	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊寝台 ・床ずれ防止用具・体位変換器 ・移動用リフト 	末期がんで、認定調査時は何とか自立していても、急激に状態が悪化し、短期間で告示で定める福祉用具が必要な状態となる。
III 医師 ^{きんき} 禁忌	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊寝台 	重度の喘息発作で、介護ベッドの利用により、一定の角度に上体を起こすことで、呼吸不全の危険性を回避する必要がある。介護ベッドの必要性を医師からも指示されている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊寝台 	重度の心疾患で、特殊寝台の利用により、急激な動きをとらないようにし、心不全発作の危険性を回避する必要がある。介護ベッドの必要性を医師からも指示されている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊寝台 	重度の逆流性食道炎（嚥下障害）で、介護ベッドの利用により、一定の角度に上体を起こすことで、誤嚥性肺炎の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・床ずれ防止用具・体位変換器 	脊髄損傷による下半身麻痺で、床ずれ発生リスクが高く、床ずれ防止用具の利用により、床ずれの危険性を回避する必要がある。床ずれ防止用具の必要性を医師からも指示されている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・移動用リフト 	人工股関節の術後で、移動用リフトにより、立ち座りの際の脱臼の危険性を回避する必要がある。移動用リフトの必要性を医師からも指示されている。

（H19.3.14 厚生労働省「地域包括支援センター・介護予防事業担当者会議資料」）

《 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付 手続きの流れ 》

(1) 被保険者の状態の確認

ケアマネジャー等は、認定調査票等を参考とし、被保険者の状態が「厚生労働大臣が定める者のイ」および「福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）」に該当する可能性があるか確認をする。

（→「厚生労働大臣が定める者のイ」に該当する場合は、適切なケアマネジメントによりケアプランに位置付けることで給付可能。市への書類提出は不要です。）



(2) 医師への照会

ケアマネジャー等は、当該被保険者の状態が「福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）」に該当するか医師に照会する。（→「福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）」に該当しない場合は、例外給付の対象となりません。）

この場合の医学的所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書または担当のケアマネジャー等が聴取した介護（予防）サービス計画に記載する医師の所見により確

認する方法でも差し支えない。（診断書等の文書作成料は自己負担となります。）

また、「福祉用具の貸与を必要と判断した根拠」の「医師意見等」は、単に診断名のみや「福祉用具〇〇が必要」の記載のみでは、例外給付となる福祉用具貸与の必要性が確認できないため、疾病その他の原因及びそれに起因する状態像等の具体的な根拠の記載が必要であり、不足の場合はその部分について確認を行う。



(3) サービス担当者会議の開催

(2)において、「福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）」に該当するとの所見が示された場合、ケアマネジャー等はサービス担当者会議を開催し、適切なケアマネジメントにより福祉用具を貸与することが当該被保険者に対して特に必要であるかどうかを判断する。



(4) 「軽度者福祉用具貸与費・介護予防福祉用具貸与費例外給付確認依頼書（以下「確認依頼書」）」の提出

(3)において、福祉用具を貸与することが当該被保険者に対して特に必要であると判断した場合、ケアマネジャー等は高齢福祉課に「確認依頼書」と以下の書類を提出する。

- ・居宅（介護予防）サービス計画書（被保険者本人またはその家族の同意のあるもの）及びサービス担当者会議の記録と分析表（課題分析に関するもの）
- ・医師の所見等の文書等がある場合はその文書も提出してください。



(5) 高齢福祉課での確認

高齢福祉課は、確認依頼書の内容を基準に照らし合わせ、例外給付の可否をケアマネジャー等に通知する。（「軽度者福祉用具貸与費・介護予防福祉用具貸与費例

外給付確認通知書」を送付するので、事業者で保管してください。)

《 提出書類について 》

従前から必要に応じて「居宅（介護予防）サービス計画書」の提出をお願いしていましたが、状態像の把握と福祉用具導入根拠の確認のため、確認依頼書と併せて、下記の書類の提出をお願いいたします。

- 軽度者福祉用具貸与費・介護予防福祉用具貸与費例外給付確認依頼書
- 居宅（介護予防）サービス計画書第1表～第4表の写し（被保険者本人またはその家族の同意のあるもの）
- その他、医師の所見等の文書（主治医意見書、診断書等）がある場合は提出してください。

《 確認の有効期間について 》

- 開始日 → 原則として保険者が確認を行った日以降に保険給付による貸与が可能となります。確認依頼書の提出が必要であったにもかかわらず、すみやかに書類提出ができなかった場合にあっては個別の判断となります。

※ 要介護・要支援認定の新規申請・変更申請中に暫定ケアプランで貸与を開始したい場合は、事前に高齢福祉課まで御相談ください。

- 終了日 → 要支援認定または要介護認定の有効期間の終了日。
貸与の継続が必要な場合は、確認の有効期間満了前に確認依頼書を提出してください。

《 確認後の対応について 》

- 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与の判断の見直しについては、居宅サービス計画・介護予防サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行い、その結果を記録してください。
- 種目の変更が必要な場合は、再度確認依頼書を提出してください。
- 認定有効期間の途中で居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターの変更が生じた場合は事業所間の確実な引継ぎ（関係書類の写しを入手する等）を行ってください。「軽度者の例外給付による福祉用具の貸与を利用している」ことについて引継ぎが行えている場合は、確認有効期間中は再度確認依頼書の提出は必要ありません。
- 確認後、要介護・要支援認定の変更申請を行う場合は、再度確認依頼書の提出が必要になります。

